

国際判例紹介 (8)

北海大陸棚事件

(西ドイツ対デンマーク、西ドイツ対オランダ)

(1969年2月20日国際司法裁判所判決)

鶴田 順

(政策研究大学院大学准教授)

1 はじめに

1958年の第一次国連海洋法会議で採択された大陸棚条約は大陸棚の沿岸国の主権的権利を認めた。すなわち、大陸棚条約の締約国は、条約に基づき一方的に大陸棚を設定し、大陸棚を探索開発する主権的権利を行使できるようになった。他方で、締約国が一方的に決定することができないのが向き合う国と隣接する国との間の大陸棚の境界画定であった。とりわけ、隣接する国との間では海岸線の形状が大陸棚の範囲に影響するため、境界画定をいかなる基準によって行うかが重要であった。

大陸棚条約6条2項は、次のように規定する。「隣接している二国の領域に同一の大陸棚が隣接している場合には、その大陸棚の境界は、それらの国の間の合意によつて決定する。合意がないときは、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り、その境界は、それらの国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にあるという原則を適用して決定する。」国際司法裁判所 (ICJ) は、本件の判決において、大陸棚条約6条2項が採用した等距離原則の国際慣習法性を否定し、あらゆる場合に適用可能な境界画定の基準は存在しないとした。そして、ICJは、本件判決において、大陸棚の境界画定を決定する法の原則は、大陸棚の境界画定は当事国の合意の対象でなければならないという原則とこの合意は衡平原則に従って達成されなければならないという原則であるとした。

1973年に始まった第三次国連海洋法会議では等距離原則派と衡平原則派が対立したが、国連海洋法条約は、いずれかの原則に言及することなく、衡平な解決を達成するために、国際法に基づき合意により大陸棚の境界画定を行うと規定した (83条)。

2 事実

西ドイツとデンマーク、西ドイツとオランダのそれぞれ隣接する両当事国間では、それぞれの間で1965年および1964年に締結された二国間条約によって、主に等距離原則に基づき北海大陸棚の境界線を国境から一定の沖合地点まで部分的に画定したが、それらの地点を越える沖合の大陸棚の境界画定については合意にいたらなかった。デンマークとオランダの北海沿岸の地形が凸状であるのに対して、西ドイツの海岸線は凹状に湾曲しているため、等距離原則に基づいて境界画定を行った場合、西ドイツに不利になることは明らかであったからである。ところが、1966年にデンマークとオランダが西ドイツの沖合に位置する大陸棚を含むかたちで両国の大陸棚の境界線を等距離原則に基づいて画定する条約を締結し、両国はその境界線が西ドイツに対しても有効であると主張した。大陸棚条約の非締約国である西ドイツは、大陸棚条約6条2項が採用した等距離原則の国際慣習法性を否定し、デンマークとオランダが引いた大陸棚の境界線の自国に対する効力を否定したうえで、海岸線の長さに比例した大陸棚の正当かつ衡平な配分という原則の適用を主張した。外交交渉では解決にいたらなかったため、西ドイツとデンマーク、西ドイツとオランダは、特別合意書により、北海大陸棚の係争区域の境界画定にいかなる国際法の原則と規則が適用されるかの判断を求め、1967年2月20日にICJに2つの事件を付託した。その後、2つの事件はICJの命令により併合された。

3 判決

判決は、大陸棚の衡平な境界画定と衡平な配分を区別したうえで、等距離原則の国際慣習法性を否定し、当事国間の大陸棚の構造に地理的にみて特殊な事情がある場合の境界画定については衡平原則が国際慣習法として妥当しているとして、当事国に衡平原則に基づく交渉による解決を命じた。

(1) 大陸棚画定の理念

西ドイツは同国の海岸線の特殊な形状から等距離原則には拘束されないとの立場にたち、隣接する大陸棚を公正で衡平に配分するかたちで画